

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化（振替地方公共団体金融機構債分） （国税5：所得税：外 法人税：義） （地方税7：個人住民税：外）	
2	要望の内容	非居住者及び外国法人（以下「海外投資家」という。）が受領する地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）が発行する債券（地方公営企業等金融機構が発行した債券及び公営企業金融公庫が発行し機構が承継した債券を含む。以下同じ。）のうち「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債（以下「振替機構債」という。）の利子及び償還差益（以下「利子等」という。）に係る非課税制度の期限（平成25年3月31日）を撤廃し、恒久的な制度とするもの。	
3	担当部局	総務省自治財政局地方債課	
4	評価実施時期	平成24年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度税制改正において、他の社債等と併せ、3年間の時限的措置として導入。	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家による振替機構債への投資を一層促進し、多様で厚みのある投資家層を形成することで、機構の資金調達の変な円滑化を図ることにより、地方公共団体に対するより低利での融資を可能とし、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与する。  《政策目的の根拠》 ○地方公共団体金融機構法（平成十九年五月法律第六十四号） 第一条 地方公共団体金融機構は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号）】 II. 地方行財政 3. 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外投資家による振替機構債への投資を一層促進し、機構の資金調達の更なる円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 海外投資家が保有する振替機構債の銘柄数、金額及び振替機構債全体に占める比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 海外投資家による振替機構債への投資が一層促進されることにより、投資家層の厚みが増し、機構の資金調達が一層円滑化する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	非課税措置の適用を受ける振替機構債の銘柄数及び残高 平成 24 年 6 月末：21 銘柄、400 億円
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年 6 月～平成 24 年 8 月） 現行の時限的な非課税制度の下でも、海外投資家による振替機構債への投資が促進され、機構の資金調達の円滑化に寄与しているが、未だ恒久的なものではないことから、投資家層の厚みは形成途上にある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年 6 月～平成 28 年 3 月） ＜実現状況＞ 海外投資家による振替機構債の保有残高及び保有割合は、2010 年 6 月末には 1 銘柄・0.6 億円（0.0%）であったが、本非課税措置により、2012 年 6 月末には 21 銘柄・400.2 億円（0.23%）に増加している。 本制度が恒久化された際には、最低でも同程度の投資は見込まれる。また、恒久化により、これまで期限切れ後の課税リスクを懸念していた海外投資家の積極的な参加も予想されることから、海外投資家による振替機構債のさらなる保有が期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 仮に非課税措置が廃止された場合、海外投資家による振替機構債への投資意欲が減退し、海外投資家による振替機構債の保有は段階的に減少することが予想されることから、今後の機構債の更なる安定消化や調達コストの低減といった非課税措置による効果が望めなくなり、ひいては、機構から資金の借り入れを行っている地方公共団体の資金調達環境等に悪影響を及ぼすと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月） 税収減はないと見込まれる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地方公共団体金融機構は、法律に基づき全都道府県及び全市区町村から出資を受けて設立された地方共同法人であり、債券を発行して資金を一括して調達し、個々の都道府県及び市区町村に対して長期かつ低利の資金を融通することを法律上の目的としていることから、機構債は、地方公共団体が発行する地方債と同等のものといえる。</p> <p>海外投資家が受け取る振替地方債の利子等については既に平成 20 年 1 月より非課税制度が恒久化されているが、振替地方債と同様の性質を有する振替機構債においても、海外投資家による保有を拡大するために、非課税措置を恒久化することは妥当である。</p> <p>二国間における租税条約だけでは、適用対象者が限定されており、適用のための手続きも煩雑である等の理由により十分な措置とはいえないことから、振替地方債並びで租税特別措置法による非課税措置を恒久化することについては妥当である。</p> <p>また、達成目標である海外投資家による振替機構債の保有割合の水準を少なくとも維持し、機構の資金調達の更なる円滑化を図るためには、現在の時限的な非課税措置を恒久化することで期限切れ後の課税リスクをなくし、海外投資家にとって投資しやすい環境の整備を促進する必要がある。</p> <p>なお、現在の時限的な措置は平成 25 年 3 月 31 日までであるため、仮に平成 25 年度税制改正において実現されなかった場合、期限切れによる課税リスクが現実のものとなり、機構の資金調達環境等に悪影響を及ぼすと考えられるため、本改正において恒久化を実現する必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特になし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>そもそも機構は地方公共団体自らが出資して設立した地方共同法人であるとともに、現在の非課税措置が恒久化されることによって、海外投資家による振替機構債への投資が一層促進され、機構の資金調達の更なる円滑化が図られれば、地方公共団体はより低利での機構資金の借入れが可能となる。</p>
10	有識者の見解	特になし	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	特になし	

## 振替機構債に係る非課税制度の適用実績（国税）

		平成 22 年度	平成 23 年度
機構債の非居住者等保有残高	A	945.2 億円	497.0 億円
債券利息 (該当年度決算の実質債券利息)	B	1.493%	1.457%
利子所得 $C=A \times B$		14.1 億円	7.2 億円
非居住者等の源泉徴収額（所得税）		2.1 億円	1.1 億円
	$C \times 15\%$		

## 振替機構債に係る非課税制度の将来推計（国税）

	平成 24 年度以降 /単年度分
機構債の非居住者等保有残高（H22.6～ H24.7 末の月末平均残高）	527 億円
債券利息（H22 年度及び H23 年度決算の実 質債券利息平均）	1.475%
利子所得 $C=A \times B$	7.7 億円
非居住者等の源泉徴収額（所得税）	1.2 億円
	$C \times 15\%$

## 振替機構債に係る非課税制度の適用実績（地方税）

		平成 22 年度	平成 23 年度
機構債の非居住者等保有残高	A	945.2 億円	497.0 億円
債券利息		1.493%	1.457%
(該当年度決算の実質債券利息)	B		
利子所得 $C=A \times B$		14.1 億円	7.2 億円
非居住者等の源泉徴収額（個人住民税）		0.7 億円	0.4 億円
	$C \times 5\%$		

## 振替機構債に係る非課税制度の将来推計（地方税）

	平成 24 年度以降 /単年度分
機構債の非居住者等保有残高（H22.6～ H24.7 末の月末平均残高）	527 億円
A	
債券利息（H22 年度及び H23 年度決算の実 質債券利息平均）	1.475%
B	
利子所得 $C=A \times B$	7.7 億円
非居住者等の源泉徴収額（個人住民税）	0.4 億円
	$C \times 5\%$